

## 神戸市体調不良児対応型病児保育事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号、以下「法」という。）第27条に基づく施設型給付費の支給にかかる施設として確認する教育・保育施設及び法第29条に基づく地域型保育給付費の支給にかかる事業を行うものとして確認する地域型保育を行う事業者（以下、「特定教育・保育施設等」という。）が、体調不良児対応型病児保育事業（以下「事業」という。）を実施するための経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (補助対象事業および対象者)

第2条 補助の対象となる事業は、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日付雇児発0717第12号）の別紙に定める病児保育事業実施要綱、兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に定める病児・病後児保育推進事業実施要綱及び神戸市体調不良児対応型病児保育事業実施要綱（平成30年4月1日こども家庭局長決定）に基づく事業とし、日常的に医療的ケアを必要とする児童の受け入れを標榜している特定教育・保育施設等（以下、「補助事業者」という。）を対象とする。

### (対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条の事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1)事業運営費
- (2)保育環境改善費

### (補助金等の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)第3条第1号に定める経費

1 施設あたり年額4,499千円を上限とする。ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1施設あたり年額2,249千円を上限とする。

- (2)第3条第2号に定める経費

1 施設あたり1,029千円を上限とする。ただし、1施設あたり1回限りとする。

### (交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項および同第3項に基づき補助金の交付を申請するときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1)補助金等交付申請書（様式第1号）

(2) 第3条第1号に定める経費については、前号に加えて、雇用契約書、労働条件通知書等の看護師の雇用条件等が確認できる書類及び体調不良児対応型病児保育事業の実施を標榜していることが確認できる書類

(3) 第3条第2号に定める経費については、第1号に加えて、保育環境の改善を実施したこと及びその

経費の支払いが確認できる書類

- 2 やむを得ない理由により、当該期日までに前項の申請書が提出できないものと市長が認めた場合は、この限りではない。

(交付の決定)

- 第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金等不交付決定通知書（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。
  - 3 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助事業等の変更等)

- 第7条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第8条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(実績報告)

- 第9条 第4条第1号の補助金について交付決定を受けた者は、当該補助事業が完了したとき又は補助金の交付を受けた年度が終了したときは、10日以内に、補助金等実績報告書（様式第9号）に補助事業に係る収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

- 第10条 市長は、補助事業者から前条の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式10号）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

(交付の時期)

- 第11条 市長は補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1号に定める経費に対する補助金については、第9条の規定に係る補助事業の完了の前に、補助金の交付予定額の全部または一部について概算払いすることができる。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(様式第11号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(精算)

第13条 市長は、第11条第2項の概算払いを行った場合において、確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

2 補助事業者は、市長から前項の請求があった時は、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。